区分・種別	県指定有形文化財(石造物)		
名　　称	せきぞうほうきょういんとう 石造宝篋印塔　１基		
所　在　地	今治市玉川町畑寺		
所　有　者	光林寺	管 理 団 体	
指定年月日	昭和32年12月14日		
解　　説	光林寺境内にあるこの宝筐印塔は、２段の基壇上に立ち総高194cm、小型であるが均整のとれた容姿をしている。基礎の高さ13.6cm、幅62.1cm、塔身の高さ28.8cm、幅33.3cm、笠部幅最長57.6cmの花崗岩製である。 基礎には時代の特色を示す格狭間(こうざま)が彫られているが、そのほかは無地である。格狭間の形態や笠及び相輪(そうりん)の形、製作技法からみて、鎌倉時代末期の作とみられる。		